

第 57 期 滋賀地方最低賃金審議会

令和 8 年度 第 3 回滋賀県最低賃金専門部会 議事録

開催日時	令和 8 年 8 月 5 日（水） 9 時 30 分～12 時 08 分
開催場所	滋賀労働局 6 階共用会議室
出席状況	公益代表委員 2 人 （定数 3 人） 労働者代表委員 3 人 （定数 3 人） 使用者代表委員 3 人 （定数 3 人） 事務局 4 人
出席者	公益代表委員 片山 聡 木下康代 労働者代表委員 相澤三千代 榎並典朗 平塚雄二 使用者代表委員 池田 健 大日陽一郎 水野 透 事務局 青木労働基準部長 大橋賃金室長 岩永賃金室長補佐 遠藤労働基準監督官
主要議題	・ 滋賀県最低賃金の改正決定について（金額審議） ・ その他
議事録	別紙のとおり

○木下部会長

ただ今から、第3回滋賀県最低賃金専門部会を開催いたします。
はじめに、事務局から連絡事項をお願いします。

○大橋室長

事務局から2点申し上げます。

1点目は、本専門部会の公開についてですが、運営規程により、公労使の三者協議の場のみ公開としており、傍聴の申込を受け付けたところ、傍聴を希望される方が4名おられましたので、ご報告いたします。傍聴席の皆様には、お渡ししております「審議会傍聴に当たっての留意事項」に従っていただきますようお願いいたします。また、本専門部会は、運営規程に基づき、議事録をホームページに公開しますことをお知らせいたします。

次に2点目としまして、本日の委員の出席状況ですが、公益代表委員2名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の8名のご出席をいただいております。したがって、最低賃金審議会令の規定により、定数の3分の2以上の出席をいただいておりますので、本専門部会が有効に成立をしていることを報告いたします。以上です。

○木下部会長

それでは、議題（1）「滋賀県最低賃金の改正決定について」です。

前回の専門部会では合意に至らず、労使各側で、歩み寄りについてお考えいただいたと思いますので、今回も、労使それぞれとの個別協議を行いたいと思います。

前回の専門部会終了の際、今回の個別協議は使用者側から行うことを確認しております。
協議を始めるに当たり、使用者側はどのくらい時間が必要でしょうか。

○池田委員

15分で、9時45分から始めたいと思います。

○木下部会長

それでは、専門部会を一時休会として、公・使の個別協議を9時45分から行います。
事務局から控室について説明をお願いします。

○大橋室長

本日の待機していただく部屋は、労働者側は4階テレビ会議室、使用者側は5階労働基準部長室を用意しております。

また、傍聴の方につきましては4階打合せ室を用意しておりますので、私をご案内いたします。

それでは、移動の方よろしく願いいたします。

〔労使それぞれに分かれて検討〕

〔個別協議の実施〕

〔専門部会の再開〕

○木下部会長

それでは再開します。

これまで、労使各側と個別協議を重ねてまいりましたが、残念ながら、労使の意見の隔たりが埋まらず、金額の一致には至りませんでした。

したがいまして、ただ今から採決を行いたいと思います。

事務局は、現在の委員の出欠状況を確認してください。

○大橋室長

現在の委員の皆様の出席状況は、公益代表委員は部会長を含め2名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の計8名のご出席です。議決権のある方は、部会長を除いた7名となり、可否同数の場合は、審議会令第6条第6項により準用される審議会令第5条第3項の規定により、部会長が決するところによることとなります。以上です。

○木下部会長

それでは、採決に入ります。

滋賀県最低賃金を「時間額 1,136 円。56 円の引上げ」としてよろしいか、採決を行います。

ではまず、賛成の方、挙手願います。

〔採決〕

挙手4名です。

次に、反対の方、挙手願います。

〔採決〕

3名です。ありがとうございます。

結果、賛成4人 反対3人と、賛成多数となりました。

したがいまして、滋賀県最低賃金は、「時間額 1,136 円。56 円の引上げ」として、滋賀地方最低賃金審議会に報告することといたします。

続きまして、附帯決議についてご意見を伺いたいと思います。

附帯決議については、例年この専門部会から本審に対して報告する、「滋賀県最低賃金の改正決定に関する報告書（案）」と、労働局長に対する「答申」に、労使の合意に基づき附帯決議を記載しているところですが、今年度についても記載するというところでよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

では、附帯決議を記載することとします。

次に、附帯決議の内容について、使用者側、労働者側からそれぞれご提案をいただきたいと思います。

でははじめに、使用者側は、どのような内容をお考えでしょうか。

○池田委員

持続的な賃上げを実現するために4点要望することを提案いたします。

- 1 中小企業・小規模事業者に対し、適切な価格転嫁が進む環境の整備と各種支援策の確実な実施を要望する。
 - 2 中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を上げるため、設備投資や人材育成を促進する税制や補助金等による支援の継続・強化を要望する。
 - 3 中小企業への各種支援策・助成金・補助金等について、対象となる事業所の拡大とともに、とりわけ小規模事業者が活用しやすくなるよう、周知の徹底、申請手続の簡素化等、より一層の実効性ある支援の拡充や経営支援の一層の強化を要望する。
 - 4 いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用促進を図るとともに、税・社会保険制度の抜本的な見直しに取り組むことを要望する。
- 以上です。

○木下部会長

では続きまして労働者側からのご意見はいかがでしょうか。

○相澤委員

同じでございます。

○木下部会長

それでは使用者側から提案、また労働者から同様の提案があったということで、今の内容を附帯決議としますが、皆様よろしいでしょうか。

〔異議なし〕

それでは、事務局は、「報告書（案）」を作成してください。作成にどれくらいの時間が必要でしょうか。

○大橋室長

15分程度いただけますでしょうか。

○木下部会長

それでは、12時00分まで休会といたします。

〔専門部会報告案配布〕

○木下部会長

それでは再開します。事務局は、「報告書（案）」を朗読してください。

〔専門部会報告の朗読〕

○岩永補佐

滋賀県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和8年7月9日、滋賀地方最低賃金審議会において付託された滋賀県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和6年10月1日発効の滋賀県最低賃金（時間額1,017円）は令和6年度の滋賀県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、今回の報告に当たっては、以下のことを強く要望する。

- ① 中小企業、小規模事業者に対し、適切な価格転嫁が進む環境の整備と各種支援策の確実な実施を要望する。
- ② 中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を上げるため、設備投資や人材育成を促進する税制や補助金等による支援の継続・強化を要望する。
- ③ 中小企業への各種支援策・助成金・補助金等について、対象となる事業所の拡大とともに、とりわけ小規模事業者が活用しやすくなるよう、周知の徹底、申請手続の簡素化等、より一層の実効性のある支援の拡充や経営支援の一層の強化を要望する。
- ④ いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用促進を図るとともに、税・社会保険制度の抜本的な見直しに取り組むことを要望する。

おって、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員 片山聡 木下康代 松田有加

労働者代表委員 相澤三千代 榎並典朗 平塚雄二

使用者代表委員 池田健 大日陽一郎 水野透

別紙1

滋賀県最低賃金

- 1 適用する地域
滋賀県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,136円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

別紙2

滋賀県最低賃金と生活保護との比較について

- 1 地域別最低賃金
 - (1) 件名 滋賀県最低賃金
 - (2) 最低賃金額 時間額1,017円
 - (3) 発効日 令和6年10月1日
- 2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
 - (2) 対象年度
令和 6 年度
 - (3) 生活保護水準（令和 6 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の滋賀県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（99,991 円）。
- 3 生活保護に係る施策との整合性について
上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると滋賀県最低賃金が下回っているとは認められなかった。
- （註） 1 箇月換算額
 $1,017 \text{ 円（滋賀県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1 箇月平均法定労働時間数）} \times 0.824 \text{（可処分所得の総所得に対する比率※）} = 145,646 \text{ 円}$
※ 0.824 は、秋田県の令和 6 年度最低賃金額 951 円で月 173.8 時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率
以上でございます。

○木下部会長

ただ今の「報告書（案）」について、ご意見等ございませんか。

〔意見なし〕

無いようでしたら、これを滋賀地方最低賃金審議会に報告いたしますので、（案）を取って、日付欄に本日の日付を入れてください。

最後に、議題（2）「その他」として、皆様から何かございますか。

〔意見なし〕

では、事務局から連絡事項をお願いします。

○大橋室長

次回は第 3 回本審で、7 日金曜日午後 1 時 15 分从这个会場で開催いたしますので、ご出席、よろしくお願いします。

なお、マスコミ取材を予定しており、既に数社のマスコミから撮影の申し込みを受け付けております。ご理解とご協力をよろしくお願いします。以上です。

○木下部会長

委員の皆様には、部会運営にご協力いただきましたことに感謝申し上げます。

それでは、第 3 回専門部会を終了いたします。お疲れ様でした。